

欧州委員会、「産業利用者向け研究・技術インフラアクセス憲章」を採択

2026年8月5日

欧州委員会は、7月27日、「産業利用者向け研究・技術インフラアクセス憲章（Charter of Access for Industrial Users to Research and Technology Infrastructures）」を採択した。憲章は法的拘束力を持たず、研究・技術インフラ¹の運営主体による自主的な賛同を促す内容となっている。

欧州委員会によれば、欧州には世界トップレベルの研究・技術インフラが存在するものの、企業がそれらのサービスを利用する際には、高い利用コストに加え、情報不足や言語・法制度の違いなど様々な障壁が存在する。今回の憲章は、こうした課題に対応し、研究・技術インフラの可視性とアクセス性を高めることで、企業による新技術・新製品の開発、実証、検証を促進し、「アイデアから市場へ」の期間短縮を図ることを狙いとしている。

憲章では、研究・技術インフラの運営者に対し、企業利用を促進するための6つの原則を示している。

1. サービスの可視性・利用可能性の向上
2. サービスの透明性と品質確保
3. 契約・合意手続の簡素化
4. 安全な知的財産管理
5. 企業向け支援の提供
6. インフラ間連携およびデータアクセスの促進

これらはいずれも企業による利用を円滑化する観点から整理されたものであり、情報提供の充実や契約実務の改善を通じて研究・技術インフラへのアクセスを容易にすることが狙いとされている。

知財の観点からは、第2.3項の契約・合意手続の簡素化と、第2.4項の安全な知的財産管理が注目される。憲章は、知的財産権や秘密保持、データ保護等を含む契約について透明かつ迅速な手続を求めるとともに、企業との協力に伴う知財の管理や帰属に関する明確なルールの整備、既存知財・新規創出知財を巡る紛争防止、営業秘密の保護等を求めている。

欧州委員会は、憲章に賛同する研究・技術インフラのリストを公表するとともに、普及活動や好事例の収集を進めるとしている。本憲章は、2024年に改訂された「European Charter for Access to Research Infrastructures」を補完するものであり、企業による研究・

¹ 放射光施設やスーパーコンピュータなどの研究基盤（Research Infrastructure）だけでなく、パイロットライン、テストベッド、実証設備などの技術基盤（Technology Infrastructure）も含む概念。こうした施設は、企業が新技術や新製品の開発、試験、実証、検証を行う上で重要な役割を果たすと考えられている。

技術インフラ利用に焦点を当てた新たな指針として位置付けられる。法的拘束力はないものの、契約条件や知財管理の透明性向上を含む共通原則が示されたことは、欧州全体における研究・技術インフラの利用環境の改善や実務運用の共通化につながる可能性がある。欧州で研究開発や実証試験を行う企業にとって、今後の運用や賛同機関の広がりが注目される。

－欧州委員会のニュースリリース等は、以下参照－
(ニュースリリース)

- https://research-and-innovation.ec.europa.eu/news/all-research-and-innovation-news/new-charter-boosts-access-companies-cutting-edge-research-and-technology-infrastructures-europe-2026-07-28_en
(産業利用者向け研究・技術インフラアクセス憲章 特設ページ)
- https://research-and-innovation.ec.europa.eu/strategy/strategy-research-and-innovation/our-digital-future/charter-access-industrial-users-research-and-technology-infrastructures_en
(産業利用者向け研究・技術インフラアクセス憲章)
- https://research-and-innovation.ec.europa.eu/document/download/cc2786ed-2a54-4450-8fa4-09dc2398cdf6_en

(以上)